

人事委員会規則４－５（職員の任用）第８条第１項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

令和７年２月７日

秋田県人事委員会委員長 西 野 三紀子

１ 試験の種類及び程度

大学卒業程度試験（早期）

２ 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定 人員(人)	職務内容
農学（一般）	５	農業振興、農産物の生産技術指導、担い手育成、試験研究等
畜産	２	畜産振興、企画立案、生産技術指導、試験研究等
農業農村工学	２	農地・水路等の整備、農村振興、計画策定・積算、工事監督等
水産	２	海面・内水面漁業振興、漁業調整・取締、水産資源調査、増殖技術開発等
林学	４	森林整備、治山・林道施設の整備、木材の加工・利用促進、森林病虫害対策、木育・林業技術の普及等
土木	６	道路・河川・ダム・空港・港湾・下水道等の整備・維持管理、計画、設計・積算等

３ 給与

初任給は、原則として行政職給料表１級29号給（月額227,201円）が支給される。

また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

４ 受験資格

次のいずれかの要件を満たす者が受験できる。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

（１）平成３年４月２日から平成16年４月１日までに生まれた者

（２）平成16年４月２日以降に生まれた者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは令和８年３月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があると認めるもの

５ 試験の実施日、場所、方法等

（１）第１次試験

ア 実施日

令和７年４月１日（火）から同月20日（日）までのうち、受験者が選択する日

イ 場所

全国各地のテストセンターのうち、受験者が選択する会場

ウ 方法

基礎能力試験（SPI3）

エ 合格者の発表

令和７年４月25日（金）に、秋田県人事委員会事務局ウェブサイトを受験番号を掲載するほか、合格者には書面で通知する。

（２）第２次試験

ア 実施日（予定）

令和７年５月９日（金）から同月13日（火）までのうち、秋田県人事委員会事務局が指定する日

イ 場所

秋田市

ウ 方法

第１次試験の合格者に対して、論文試験、専門試験及び口述試験を行う。また、一定レベル以上の外国語能力（英語、韓国語、中国語、ロシア語）を有することを証する資格等を取得している受験者に対し加点を行う。

（３）資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

（４）最終合格者の発表（予定）

令和７年６月３日（火）に、秋田県人事委員会事務局ウェブサイトを受験番号を掲載するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて人事委員会が提示する。任命権者は、提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 採用予定時期

令和8年4月以降（採用から6か月間は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定が適用されない。）

7 受験手続

(1) 受験の申込み

受験希望者は、インターネット（電子申請）により申込手続を行う。

(2) 申込受付期間

令和7年3月1日（土）午前8時30分から同月21日（金）午後5時まで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018-860-3253）に行うこと。

(2) 試験の詳細については、受験案内を参照すること。